

質問に対する回答書22  
東北自動車道 蓮田サービスエリア(下り線)改築工事

| 番号 | 質問箇所          | 質問事項   | 回答  |
|----|---------------|--|---|
| 1  | 様式3(施工計画立案能力) | 項目1:〇〇〇の実施について、複数の方法(施工計画)の記載をし、項目2:〇〇〇への対策について、複数の方法(施工計画)の記載をした場合、評価の対象となりますか。もしくは、不採用または欠格との評価となりますか。ご教示願います。 | それぞれの施工計画に対して、主たる目的と関連性のない複数の方法が記載されている場合、その部分は加点対象外となる可能性があります。<br>ただし、技術資料作成説明書6.(1)③に記載のとおり、加点評価対象とするか否かに問わらず競争参加確認申請書様式3に記載されている施工計画については全て採否評価を行います。<br>なお、1項目に対して複数の方法(施工計画)を記載することを理由に欠格とすることはありません。 |